

令和7年第5回平取町議会臨時会（開 会 午前 9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、5月14日にご逝去されました、故井澤敏郎議員に対しまして、追悼の辞を述べさせていただきます。井澤敏郎議員におかれましては、5月14日に77歳でご逝去されました。5月14日の朝7時半過ぎに心肺停止の状態緊急搬送されているという一報が入りまして、すぐに病院に駆けつけましたけれども、既に亡くなられた状態がありました。余りにも突然のこととただただ茫然とするばかりで、いまだに信じられない気持ちであります。平成27年5月に初当選以来、3期10年にわたる議員活動では、懸案事項などの解決促進に向け、ひたむきな誠意を持って邁進されてきました。この10年間アイヌ総合政策推進特別委員長、総務文教常任委員長として諸課題に取り組んできましたが、地上での歩みを終え、神の御許に召されたところでございます。任期半ばということで、後ろ髪を引かれる思いもあったかもしれません。ここに長年にわたる活躍を偲び、謹んで哀悼の意を表します。安らかな眠りをお祈り申し上げる次第でございます。それでは続きまして、出席者全員で黙とうをささげたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。黙とう。

（黙とう）

黙とうを終わります。お直りください。ここで、本日の議件関係以外の説明員は退席されます。ありがとうございました。

只今の出席議員は、9名であり、定足数に達していますので会議は成立します。ただいまより、令和7年第5回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番千葉議員と9番四戸議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、本日、議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。3番松澤議員。

3番
松澤議員

本日招集されました、令和7年第5回平取町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日、5月30日の1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、議会の運

営に関する基準41の規定により、選考委員会の選考に基づき、議長が指名推薦することとなっています。選考委員については、先例により4名とし、議長の指名推選により選出することとなっています。先例のとおり選出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、常任委員の選任は、議長が指名する選考委員4名により構成される選考委員会において選考することに決定しました。選考委員として、四戸議員、中川議員、松澤議員、そして、私、議長、以上4名を指名いたします。

休憩いたします。選考委員は、休憩中、直ちに選考委員会を正副議長室で開催し、各常任委員の選考をお願いいたします。議長室へお願いします。

(休憩：午前 9時37分)

(再開：午前 9時50分)

それでは再開いたします。

常任委員の選考結果を、選考委員長より報告してください。2番中川議員。

2番
中川議員

それでは互選により選考委員長となりました中川でございます。先ほど開催されました各常任委員の選考結果についてご報告いたします。総務文教常任委員、崎廣議員、千葉議員、金谷議員、四戸議員、高山議員でございます。産業厚生常任委員、中川議員、萱野議員、木村議員、松澤議員、四戸議員でございます。それから議会広報広聴常任委員会、平取町議会委員会条例第2条により、9名となっているところ、議会の運営に関する基準111先例2により、議長を除く全議員とすることとしております。現在1名欠員ですので、委員は議長除く8名とすることとする。以上のとおり選考結果をご報告しますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

ただいま、選考委員長より報告がありましたとおりに、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定いたしました。ここで、議会の運営に関する基準107により、議長は常任委員を辞任することにいたしたく、同意をお願いいたします。地方自治法第117条の規定により議長は除斥されるため、退場して副議長と交代いたします。副議長、よろしくお願いします。

9番
四戸議員

ただいま、総務文教常任委員に選任されました高山議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長は、その職責上、どの委員会にも出席す

る権限を有しているほか、可否同数の場合における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、ひとつの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもあり、総務文教常任委員を辞任したいとするものです。辞任について許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議長の総務文教常任委員の辞任については、同意することに決定いたしました。

休憩します。

（休憩：午前 9時54分）

（再開：午前 9時55分）

再開いたします。

ただいまの辞任により、総務文教常任委員会が1名欠員となりました。お諮りします。この欠員について、再度選考委員会を開催し、補充したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。それでは、常任委員選考と同じ選考委員により、再度の選考をお願いいたします。

休憩します。

（休憩：午前 9時55分）

（再開：午前 9時57分）

再開いたします。

選考の結果を選考委員長より報告をお願いいたします。中川議員。

2 番
中川議員

ただいま選考委員で決めましたので発表したいと思います。総務文教常任委員に松澤委員を加えたいと思います。以上です。

高山議長

ただいま、選考委員長より報告がありましたとおりに、総務文教常任委員1名を追加して議長が指名することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおりに選任することに決定いたしました。

常任委員会の委員長及び副委員長は、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

休憩いたします。休憩中に順次各委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選

を行ってください。正副議長室において、はじめに総務文教常任委員会、次に産業厚生常任委員会、次に議員・委員控室において議会広報広聴常任委員会の順で、直ちに開催してください。それでは、休憩いたします。委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

(休憩：午前 9 時 5 8 分)

(再開：午前 1 0 時 9 分)

それでは再開いたします。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催されました各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元にまいりましたので、報告をいたします。総務文教常任委員会、委員長、金谷議員、副委員長、崎廣議員。産業厚生常任委員会、委員長、中川議員、副委員長、萱野議員。議会広報広聴常任委員会、委員長、松澤議員、副委員長、中川議員。以上のとおり互選されました。よろしく願いを申し上げます。

日程第 4、議会運営委員の選任を行います。議会運営委員会は、議会運営等の全般について協議し、議長の諮問事項も審議する委員会です。委員会の構成については、議会の運営に関する基準 1 3 8 により、議長は委員にならないこととし、副議長、各常任委員長及び一般議員、あわせて 5 名となっています。また、選任については、議会の運営に関する基準 4 1 の規定により、選考委員会の選考に基づき、議長が指名推選することとなっています。選考委員については、先例により 4 名とし、議長の指名推選により選出することとなっています。先例のとおりに選出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の選任は、議長が指名する選考委員 4 名で構成される選考委員会において選考することに決定しました。

選考委員は、各常任委員選考委員と同じ 4 名を指名します。

休憩いたします。休憩中、直ちに選考委員会を正副議長室で開催し、議会運営委員の選考をお願いいたします。

(休憩：午前 1 0 時 1 3 分)

(再開：午前 1 0 時 1 5 分)

それでは再開いたします。

議会運営委員の選考結果を、選考委員長より報告をお願いします。2 番中川議員。

2 番
中川議員

議会運営委員の選任については、四戸議員、金谷議員、私中川、松澤議員、木村議員でございます。以上のとおり選考結果をご報告しますので、議長よりお

諮り願います。

高山議長

ただいま、選考委員長から報告がありましたとおり、議長が指名することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議長の指名のとおり選任することに決定しました。

議会運営委員会の正副委員長は、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

休憩いたします。休憩中、直ちに正副議長室で議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

（休憩：午前10時16分）

（再開：午前10時18分）

それでは再開いたします。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催されました議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元にまいりましたので、報告します。議会運営委員会、委員長には松澤議員、副委員長には木村議員。以上のとおり互選されました。よろしく願いをいたします。

日程第5、選挙第1号、平取町外2町衛生施設組合議会議員の補欠選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。それでは、指名いたします。平取町外2町衛生施設組合議会議員には、4番木村議員を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名しました木村議員を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました木村議員が、平取町外2町衛生施設組合議会議員に当選されました。ただいま当選されました木村議員が議事堂にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第6、議案第1号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

議案第1号、財産の取得につきましてご説明申し上げますので、議案の1ページをご覧くださいと思います。本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、取得する財産が1,000万円以上となりますことから、議会の議決を得ようとするものでございます。今回取得する財産は、タブレット型教育用パソコン409台でございます。取得金額は2,146万230円で、取得相手方は、東日本電信電話株式会社、執行役員、北海道事業部長、島津泰氏でございます。今回取得しますタブレット型パソコンにつきましては、小中学校の全児童、生徒、教員が授業等で使用するパソコンとなつてございます。内訳につきましては、児童、生徒351台、教員用58台となつてございます。現在、児童、生徒が使用しておりますタブレット型パソコンにつきましては、令和2年度に購入したものでございまして、今年度で5年を経過し、Windows10のOSのサポートが今年度終了しますことから更新時期となりますので、当初予算に計上させていただきまして今回購入することとなりました。また更新した後の古いタブレットにつきましては、児童、生徒の情報や画像などがタブレットの中に入っていますことと、データ消去にかかる費用もある程度かかりますことから、学校で利用できる分を残しまして、それ以外のタブレットの活用につきましては今後検討していきたいと考えております。また道からの補助金につきましては、児童、生徒に係る台数351台が補助の対象となつてございまして、3分の2が補助率ということになってございます。説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

当初予定が411台だったんで生徒、児童の数が減ったんだと思うんですけども。納入業者の関係なんですけども東日本電信電話株式会社ということになってますけど、これは見積り合わせですか、それとも入札ですか。そして、町内の業者に門戸は開かれていたのかどうか。それと、当初の恐らく設定した数字があると思うんですけども入札率がどれぐらいになったのか、その辺のところ分かれば教えていただきたいなと思います。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

今回の入札につきましては、全道一斉に道教委のほうの共同調達という形の入札をとつてございます。それで全道各市町村から希望するタブレットをある程度、仕様ごとにまとめまして入札を行っているというところでございます。また入札の結果、落札した業者とは市町村ごとで契約をするというような手続き

	になっております。以上です。
高山議長	6 番 崎廣議員。
6 番 崎廣議員	道教委で全道一斉に購入ということで、そのような取り扱いということはわかりました。わかりましたということなんですけど。それと再利用の関係なんですけども、現有タブレットの中に入っているものの消去の関係でかなり厳しいようなお話をされてました。これから検討というのも発言ありましたけども、文科省は再利用をかなり積極的に進めていると思うんですけども、例えば子ども達にそのまま貸与をするだとか、塾で使うだとか、自治体の窓口で使うだとか、図書館で使うだとかいろいろケースが考えられると思うんですけども、現時点でどのように、経費のかかることだという言い方をしてますから厳しいんだと思うんですけども、公的な使い方をすれば使えるのかなと思うんですけども、もう少し具体的に再利用について教えてください。
高山議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	まず、今使用してるタブレットがW i - F i 環境でなければ動かないというところもありまして、今後使用するのもW i - F i 環境のあるところに限られるかなというふうに思っておりますが、まずは公共施設のほうで使える、利用したいという希望を募りまして、まずそちらのほうに利用できれば利用したいというふうに考えているところでございます。
高山議長	ほか質疑ございませんか。 (質疑なしの声) これで質疑をこれで終わります。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 (反対討論なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。したがって、議案第 1 号、財産の取得については、原案のとおり可決しました。 日程第 7、議案第 2 号、財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。マスクをとって答弁してください。
生涯学習 課長	議案第 2 号、財産の取得につきまして、ご説明申し上げます。議案の 2 ページをご覧ください。本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、取得する財産が 1、

000万円以上となりますことから、議会の議決を得ようとするものでございます。今回取得する財産は、空調設備、ルームエアコン26台でございます。設置箇所は、町立小中学校7校の普通教室等でございます。取得金額は2,211万円で、取得の相手方が有限会社ハウビングショップ樫野、代表取締役、樫野恭範氏でございます。今回取得しますルームエアコンの設置につきましては、近年、地球温暖化の影響によりまして、北海道でも夏の気温が上昇しておりますので、児童、生徒を熱中症による体調不良のリスクから守り、健康面を確保するため、今年度当初予算に計上させていただきまして、今回購入することとなりました。設置箇所につきましては、小中学校の普通教室と平取中学校の音楽室に設置いたします。平取中学校の音楽室は3階にございまして、授業だけでなく部活動でも使用すること、窓を開けての演奏ができないため教室に熱がこもりやすいこと、湿気の多いと高価な楽器の故障につながることなど、総合的に判断しまして設置することといたしました。なお、納期につきましては7月22日を予定しておりますが、なるべく早く付けられるよう契約者と相談しながら進めるように考えております。ご説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番千葉議員。

8番
千葉議員

大変待ちに待ったエアコンかなというふうに思っておりまして、その分については全然何も問題なく考えております。取得金額の中に取付工事費も当然のことながら含まれての金額だと思うんですけど、ただ26台、小中学校7校に設置するということになったら、結構時間的に、ハウビングショップさんのほうの考え方もあると思うんですけども、その辺できるだけ、さっき7月21日ということなんですけども、できれば1日も早い設置をやっぱり望んでいるのが、各教室、各学校の要望だと思っているんですよね。その辺の打ち合せに対してはハウビングショップさんのほうと、何かこう詳細な取付工事に対する打ち合せとか、品物がいつ入ってくるとか、詳細は打ち合せしてるんでしょうか。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

契約する段階でハウビングショップ樫野と協議をしておりますので、遅くても7月22日までには納入できそうだと聞いておりますので、こちらを納期とさせていただいたところですけども、現在もハウビングショップ樫野さんとは協議しておりますので、1日も早くというお話はさせていただいております。またちょっと電気工事が必要な箇所もございますので、そちらもあわせてスケジュールを立てながら、なるべく早く設置できるようにというふうに進

	めている段階でございます。よろしくお願いします。
高山議長	ほか質疑ありませんか。6番崎廣議員。
6番 崎廣議員	これ予算説明の時も確認したと思うんですけども、ほぼこれで普及率は100パーセントになるんだと思うんですけど、今回おそらく平中が5台、振中が3台、平小6台、残り小学校4小が各3台っていうことでの18台というふうに予算書では確認をさせていただきました。これに以前付いたものがあるので、これがもう最後でというお考えなんですかね。まだ可能性はこれから増えるというような感じになってきますかね。その辺ところを教えてください。
高山議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	予算の時にもご説明させていただいたんですけども、通常使う普通教室につきましては今回の台数で全て設置されるということになってございます。それで昨年付けさせていただいたエアコンが普通教室以外の教室にも、1、2台ずつ付いてございますので、当分はこの台数で生徒達の授業に支障なく授業ができるというふうに考えておりますので、今回のこれで全て一旦は完了ということになってございます。以上です。
高山議長	ほかに質疑ございませんか。 （質疑なしの声） それではこれで質疑を終わります。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （反対討論なしの声） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。したがって、議案第2号、財産の取得については、原案のとおり可決しました。 日程第8、議案第3号、令和7年度平取町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長	議案第3号につきましてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。令和7年度平取町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ746万2,000円を減額し、予算の総額を74億5,253万8,000円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。第2条、地方債の変更は、

第2表地方債補正によります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので9ページをお開き願います。上段、6款2項1目観光振興費223万8,000円の追加です。これは日高山脈襟裳十勝国立公園の指定一周年を記念し、当町の自然資源の魅力発信及び観光振興を目的に著名人を招いたトークショー及び記念登山イベントを開催しようとするものです。8節旅費30万1,000円の追加ですが、これは著名人及びマネージャーの費用弁償を計上しております。10節需用費、食糧費1万8,000円は2人の昼食費を計上し、印刷製本費2万1,000円はチラシ4,000枚、ポスター300枚の印刷費を計上しております。11節役務費、手数料189万8,000円の追加です。これは著名人及びマネージャー、登山ガイドを手配する業者への手数料を計上したものです。財源はコミュニティ助成事業助成金を200万円充当し、残額23万8,000円は一般財源となります。下段、7款4項3目住宅建設費、委託料970万円の減額です。本町緑ヶ丘団地における町住宅の建て替えについて、当初は町が直接建設する方式で計画しておりましたが、民間活用による建設方式に移行したため、当初予算措置を行った実施設計業務委託料1,300万円を減額し、新たに民間活用方式による建設事業実施に必要となる調査等支援業務委託料として330万円を計上しようとするものです。財源には国庫補助金と地方債を特定財源として充当しますが、減額となる額と増額となる額の差引額、国庫補助金は323万円、地方債は840万円をそれぞれ減額し、一般財源は193万円となります。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開きください。上段、15款2項5目土木費国庫補助金、2節住宅建設費補助金323万円の減額です。これは歳出住宅建設費でご説明申し上げました委託料970万円の減額に伴う国庫補助金を算出したものとなっております。下段、20款1項1目1節繰越金216万8,000円の追加です。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額216万8,000円を繰越金に求めるものです。8ページをお開きください。上段、21款4項1目諸収入、2節雑入200万円の追加です。これは歳出観光振興費でご説明申し上げました、補正額223万8,000円のうち、コミュニティ助成事業助成金200万円を計上しております。下段、22款1項6目土木債、3節住宅債840万円の減額です。これは歳出住宅建設費でご説明申し上げました委託料970万円の減額に伴う公営住宅建設事業債を減額するものです。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて第2表地方債補正についてご説明させていただきますので、5ページをお開きください。公営住宅建設事業については、補正額の限度額840万円を限度額ゼロとし、限度額の合計としては補正前5億3,770万円のところ、補正額は5億2,930万円となります。10ページには地方債現在高に関する調書を添付しており、本補正額を反映した現在高を記載しておりますので、後ほどお読み取り願います。以上、議案第3号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

高山議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番千葉議員。

8番千葉議員 ちょっと聞き逃したかもわかんないですけど、9ページの6款2項1目、節でいうと8節の旅費と11節の役務費の関係なんですけども、費用弁償というのはこれ、あくまでも交通費の関係だと思うんですけども、手数料の部分では講演してくれるトークショーにかかる費用かなと思うんですけども、ちょっと手数料の中身、この189万8,000円、紐解いてどういったことで充てられてこの合計額になったのか、ちょっと教えてください。すいません。

高山議長 観光商工課長。

観光商工課長 役務費の手数料189万8,000円の内訳になりますけれども、この中の、まず160万円が石丸謙二郎側の事務所への部分となっております。そのほかアテンドしていただく野村良太さんという方も一緒に来られますので、その方に対する部分が19万8,000円となります。そのほかいろいろ手配をしていただきます地元の平取町山岳会に対しては10万円ということで合わせまして、189万8,000円ということでございます。以上でございます。

高山議長 ほかに質問ございますか。6番崎廣議員。

6番崎廣議員 今と同じところなんですけども、先日、常任委員会で説明のあった資料によると、今の手数料というのは事務所手数料50万円、そして報償費として、石丸謙二郎氏に110万円、野村氏に19万8,000円、山岳会に10万円、それで139万8,000円ということだと思うんですけど、これ科目の扱いなんですけども、手数料の、役務費のこの科目でいいんですかね、この報償費の139万8,000円をこの中にぶち込むというのは、別科目で計上するのが筋じゃないかなと思うんですけども、科目の扱い方について教えていただきたいと思います。

高山議長 総務課長。

総務課長 経費につきましては、説明時点では個人に対する謝礼という意味での報償費を想定しておりましたが、事務所、会社側に支払うものであれば、手配、手数料を含めた手数料で計上すべきという判断をさせていただきまして、常任委員会の説明資料とは異なりましてけども、手数料での計上とさせていただいております。

高山議長	ほか質疑ございませんか。4 番木村議員。
4 番 木村議員	9 ページの下の部分なんですけども、土木費のところなんですけど、これ団地の、町がやろうとしてるものを民間に委託するということで、この前説明あった時にですね、あそこ、みどりが丘全体をどうするのかっていうこともですね、まだきちっと定まっていなかったと思います。何年か前にあったグランドデザインのこともなんかもあって、そういうのをきちっと精査した中で、あそこを本当にやるのかやらないのか、そこも含めてですね、これから議論されるものだというふうにして考えていたんですけども。ここでこの予算をつけて何をやるのか。要するにこれからまだグランドデザインを含めてどういうふうにするのかも、町としての方針も決まってない中で、ここで何をやるのかっていうのをちょっと教えてもらいたいんですけど、この予算つけて。
高山議長	建設水道課長。
建設水道 課長	先日の総務文教・産業厚生合同常任委員会のほうでご説明させていただいた、本町みどりが丘住宅団地建替基本計画の概要についてご説明させていただいたものは、確かにまだ経過という話もさせていただいておりますけれども、進み方としまして、民活を利用した建替計画をしていくという方針でいきたいということでご説明させていただいておりますので、今回民活を来年度から始めていきたいということもありまして、一応プロポーザルの、要は、要綱とかですね、その辺の中身をちょっと整理していこうというのが今回の補正での委託、支援となります。その間、これからまたそれに向けて内部で調整しながら、また議会にも報告しながら、方向性をまず8月、9月、10月というところを目途にして今進めておりますので、それをにらんだ補正ということでご理解いただいて、今回6月、7月にはもう発注していくんですけども、とっていただいた業者さんと協力しながら整理をしていくというところの今回業務を計画したものですから、今回の補正ということでご理解いただければというふうに思っております。
高山議長	4 番木村議員。
4 番 木村議員	今、説明わかりました。これからやっていくにあたっていろいろな資料が必要だっていうこともあると思います。なんて言うんですかね。みどりが丘については今、平取高校の寮の話もあったりですね、いろいろこう、町としては中心になる地域だと思っています。その中でうちはバイオマスに関してもですね、率先してやっている町っていうこともあって、この前の常任委員会でもその部分は話させていただいたと。だからやっぱりなかなか、行き当たりばつりの工事じゃなくてですね、ぜひ今回はがっちり腰を据えてですね、もう本当、

100年後の子どもたちに胸を張って残していけるようなまちづくりをするんだと、やっぱりそのぐらいの思いを持ってですね、計画を立てていただきたいなと思っていますので、これが予算をつけて調査したからもう絶対やらないやならないんだってということではないと思いますので、ぜひそこら辺を考えながら進めていただきたいなと思います。

高山議長

町長。

町長

常任委員会でも、今日も、また改めてご意見もいただきましたので、打ち合せの中では、いわゆるゼロカーボンシティを標榜している当町でもありますので、できるだけそういったバイオマス系の利活用ですとか、そういうことも含めて、合わせて検討をして参りたいというふうに思っていますし、みどりが丘につきましてはですね、基本住環境として、住宅地としてですね、運営、活用するのが方向性として、というふうに私も思っていますので、またいろいろ、ほかの施設の兼ね合いとかもございますので、あとトータル的なものもいろいろ検討の中でお示しさせていただきながら、説明させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

高山議長

ほかに質疑ありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

今の科目なんですけども、この予算書だけだとよくわかりにくかったですけども、要は1,300万円を減額し、330万円を予算計上したということなんだっていうふうに理解はしました。当初予算のときに1,300万円をそのまま委託料で上げてた。これが減額になったということなんでしょうけど、総合計画と当初予算の時と先日の説明と今回の補正と余りにもころころころころ変わってきて、何か計画の意味合いというか総合計画そのものがこんな形でころころ変わってていいんですかっていう気持ちなんですけど。わかりにくい、一言で言うと。それでちょっと、この何日か、町のホームページなんかも見てたんですけども、総合計画の時には長寿命化計画に基づいてやっていくんだっていう、そういえばその計画ってどんなふうになっているのかなと思って見たら、僕の探し方が悪かったのかもしれないんですけども、ホームページでは見つけることができなかった。だから何か情報の提供の仕方もよくわからないですし、何かその都度その都度、今木村議員が言ったとおり場当たりに計画が動いている。それは計画と言わないんだと思うんですよね。その辺のところをもう少し整理して進んでいかないと、議会は何度か説明を受けてるからわかりますけど、一般町民の方には全然わからなくて、一体何がどうなってるのっていうことになるんだと思うんですよね。その辺のところを以降ですね、きちんと計画に沿って、その計画を変更するときには、手続き、手順をきちんと踏みながら情報公開をして進めていってもらいたいなと思います。思いますという意見な

んですけども、何か回答があればお願いします。

高山議長

建設水道課長。

建設水道
課長

長寿命化公営住宅に関しては、ホームページに確かに掲示していないというのが現状です。ですので今後はせつかく作成させていただいた住環境計画もございますし、先ほどの公営住宅の長寿命化計画もございますので、その辺もホームページのほうに掲載をしていきながら、皆様に見えるようにということで工夫をしていきたいというふうに考えます。今回の計画が確かに総合計画から変わったということで、ご意見だったと思うんですけども、申し訳ございませんがちょっと検討の時期が若干ずれてたということもあってですね、ちょっとこういう後手後手の提案となってしまうことはお詫び申し上げます。今後についてはこれらを糧にきちっとやっていけるように運用していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

高山議長

ほかに質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、議案第3号、令和7年度平取町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、陳情第2号、地方財政の充実・強化に関する意見書の採択を求める陳情について、日程第10、陳情第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の採択を求める陳情について、日程第11、陳情第4号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める陳情について、日程第12、陳情第5号、令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める陳情について、以上4件を一括して議題とします。この4件の取り扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、議会運営委員長より報告願います。3番松澤議員。

3番
松澤議員

提出されました陳情4件について、本日開催しました議会運営委員会で協議をした結果、次のとおり常任委員会に付託して審査をすることで意見の一致を見えています。陳情第2号、第3号、第4号、この3件については、総務文教常任

委員会への付託、陳情第5号については産業厚生常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告のありましたとおり、陳情第2号、第3号、第4号については、総務文教常任委員会に、陳情第5号については、産業厚生常任委員会に、それぞれ付託し審査することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号、第3号、第4号については、総務文教常任委員会に、陳情第5号については、産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

（休憩：午前10時55分）

（再開：午前10時56分）

再開いたします。お諮りします。

承認第1号、閉会中の継続調査及び審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号、閉会中の継続調査及び審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査、審査について、閉会中に継続調査及び審査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配付したとおりです。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中に継続調査及び審査を実施することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査及び審査を実施することに決定いたしました。

本臨時会に付された事件の審議状況について報告いたします。選挙1件を執行しました。議案3件で、原案可決3件、陳情4件で、委員会付託4件、承認1件で、決定1件となっております。

以上で、全日程を終了しましたので、令和7年第5回平取町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（閉 会 午前10時58分）

|